

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成22年10月14日

【事業年度】 第135期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

【会社名】 株式会社ヤマシナ

【英訳名】 YAMASHINA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堀 直 樹

【本店の所在の場所】 京都市山科区東野狐藪町16番地

【電話番号】 075（591）2131（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 森 嶋 誠 一

【最寄りの連絡場所】 京都市山科区東野狐藪町16番地

【電話番号】 075（591）2131（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 森 嶋 誠 一

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年6月28日に提出いたしました第135期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の有価証券報告書記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレートガバナンスの状況】

<前略>

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(訂正前)

会社の機関の基本説明

イからへ<省略>

ト 社外取締役および社外監査役との関係

当社の社外取締役である伊藤誠英および社外監査役である山内一郎は、筆頭株主であるVTホールディングス株のそれぞれ専務取締役、常務取締役であります。その他の関係につきましては、社外監査役である笹野昌宏を含めまして当社との取引関係その他の利害関係はございません。

<省略>

役員報酬の内容

当社の取締役に対する報酬の内容は、昭和56年11月28日開催の第106期定時株主総会において、取締役の報酬枠の上限を年間98,400千円に決定して以後、取締役の報酬枠の改訂は行っておりません。第135期は、取締役支給人数5名、支払報酬額合計25,449千円（うち社外1名1,080千円）であります。

当社の監査役に対する報酬の内容は、昭和56年11月28日開催の第106期定時株主総会において、監査役の報酬枠の上限を年間18,000千円に決定して以後、監査役の報酬枠の改訂は行っておりません。第135期は、監査役支給人数5名、支払報酬額合計9,045千円（うち社外4名5,445千円）であります。

提出会社の役員ごとの連結報酬額等の総額等
連結報酬額等の総額が1億円以上ある者が存在しないため、記載しておりません。

～ <省略>

株式の保有状況

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 5銘柄

貸借対照表計上額の合計額 7,078千円

(訂正後)

会社の機関の基本説明

イからへ<省略>

ト 社外取締役および社外監査役との関係

当社の社外取締役である伊藤誠英および社外監査役である山内一郎は、筆頭株主であるVTホールディングス(株)のそれぞれ専務取締役、常務取締役であります。その他の関係につきましては、社外監査役である笹野昌宏を含めまして当社との取引関係その他の利害関係はございません。

社外取締役は企業経営の豊富な経験を当社の経営にいかし、取締役会で有用な意見を頂戴するために、社外監査役は経営面を熟知した厳正な監査のもと、会計に関する相当な知見および監査役経験の知識を当社の監査機能に求めて選任しており、いずれも独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であると判断しております。

<省略>

役員報酬の内容

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオ プション	賞与	退職慰労金	
取締役(社外取締役を除く)	24,369	24,369	-	-	-	4
監査役(社外監査役を除く)	3,600	3,600	-	-	-	1
社外役員	6,525	6,525	-	-	-	5

ロ 役員の報酬等の決定に関する方針

当社の役員報酬等の額は、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で決定しており、取締役については、昭和56年11月28日開催の第106期定時株主総会において取締役報酬の上限枠を年間98,400千円に定め、その範囲内で取締役会の決議により決定しております。監査役については、昭和56年11月28日開催の第106期定時株主総会において監査役報酬の上限枠を年間18,000千円に定め、その範囲内で監査役会の決議により決定しております。

ハ 提出会社の役員ごとの連結報酬額等の総額

連結報酬額等の総額が1億円以上ある者が存在しないため、記載しておりません。

~ <省略>

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数

5銘柄

貸借対照表計上額の合計額 7,078千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
株オーハシテクニカ	5,427	3,245	取引関係等の円滑化のため

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式の上場・非上場区分による貸借対照表計上額及び受取配当額等

該当事項はありません。